

箕面市立東小学校PTA規約

第一章 名称及び事務所

第一条 本会は箕面市立東小学校PTAという。

第二条 本会の事務所は東小学校内におく。

第二章 目的及び活動

第三条 本会は保護者と教師とが協力して家庭と学校と社会における児童の幸福な成長をはかることを目的とする。

第四条 本会は前条の目的をとげるため次の活動をする。

1. 会員の教育に対する理解と教養を高める。
2. 家庭と学校との緊密な連絡によって児童の生活を補導する。
3. 児童の保健衛生並びに厚生に配慮する。
4. 児童の生活環境をよくする。
5. 教育の施設設備の改善整備をはかる。
6. その他本会の目的を達成するために必要なこと。

第三章 方針

第五条 本会は教育を本質とする民主団体として次の方針に従って活動する。

1. 児童の教育並びに福祉のために活動する他の団体及び機関と協力する。
2. 特定の政党や宗教にかたよることなく、またもっぱら営利を目的とするような行為は行わない。
3. 本会又は、本会役員の名で公私の選挙に立候補し又候補者を推薦しない。
4. 学校の人事その他管理に干渉しない。

第四章 会員

第六条 本会の会員となることのできるものは次のとおりである。

1. 東小学校に在籍する児童の保護者またはこれにかわる者。
2. 東小学校に勤務する校長及び教員。
3. 本会に賛助会員をおくことができる。

賛助会員は本会活動を助成する。運営に関する決議権は有しない。

- 第七条 本会の会員は会費を納めるものとする。
1. 会費は一家庭400円とし、月毎に納入する。
 2. 会費は九ヶ月徴収とする。

第八条 会員はすべて平等の義務と権利を有する。

第五章 経 理

第九条 本会の活動に要する経費は会費、寄附金及びその他の収入によって支弁される。

第十条 本会の経理は総会において議決された予算に基づいて行われる。

第十一条 本会の決算は会計監査を経て総会に報告され承認を得なければならない。

第十二条 本会の会計年度は毎年四月一日に始まり翌年三月三十一日に終わる。

第六章 役 員

第十三条 本会の役員は次のとおりとする。

1. 会 長 一名
2. 副 会 長 二名または三名
3. 書 記 二名（内学校一名）
4. 会 計 二名（内学校一名）
5. 会計監査委員 二名
6. 相 談 役

- 第十四条
1. 役員任期は一年とする。但し一回に限り再任を妨げない。（学校代表においては、例外とする。）
 2. 任期途中で役員欠員を生じた時は補充し、その任期は前任者の残任期間とする。補充者は運営委員会において決定する。

第十五条 会長は次の職務を行う。

1. 本会を代表し総会、運営委員会を招集する。
2. 他の役員、及び校長の意見を聞いて常任委員会の委員長、副委員長を委嘱する。
3. 会長は特別委員会（推薦委員会）、会計監査委員会を除くすべての集会に出席し意見を述べることができる。

第十六条 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時は、その職務を代行する。また、各種会合の通知をする。

第十七条 書記は総会ならびに運営委員会の議事を正確に記録し、会員に活動内容を伝える。

第十八条 会計は本会のすべての会計事務を処理し年度末総会において会計監査委員の監査を経た決算報告をする。

- 第十九条 1. 会計監査委員は本会の会計を監査する、会計監査は年一回以上行うものとする。
2. 会計監査委員の任期は一年とする。再任は行わない。
- 第二十条 1. 相談役は役員会が推薦し、他の役員を補佐する。
2. 相談役の任期は一年とする。再任は妨げない。

第七章 役員を選出

第二十一条 役員候補者の指名と選出のため、特別委員会（推薦委員会）を置く。

細 則

1. 会員より特別委員（推薦委員）を選出する。
 2. 本細則は、運営委員会の決議により改廃することができる。
 3. 本細則は、平成二十一年四月一日より実施する。
- 第二十二条 特別委員会（推薦委員会）は役員会構成員（会長、教職員、会計監査を除く）、特別委員で構成される。
- 第二十三条 特別委員会（推薦委員会）は役員候補者を推薦し、総会前に全会員に知らせる。
- 第二十四条 役員候補者の追加指名は選挙を行う総会において会員からなすことができる。
- 第二十五条 役員決定は総会において特別委員会（推薦委員会）の推薦した候補者の承認又は無記名投票による多数決で決定される。

第八章 総 会

- 第二十六条 総会は全会員をもって構成されこの会の最高決議機関である。
- 第二十七条 1. 総会は定期総会及び臨時総会とする。
2. 定期総会は決算及び予算総会とし、臨時総会は運営委員会が必要と認めたとき開催することができる。
3. 総会の日時及び議題は総会開催の少なくとも、五日前に全会員に通知するものとする。
- 第二十八条 総会の成立定数は家庭数の三分の一とする。決議は出席者の過半数の同意を必要とする。
- 第二十九条 定期総会には会計監査を経た決算の承認、役員選挙又は承認、新年度の計画及び予算の承認、その他の事項の審議承認を行う。

第九章 役員会

第三十条 役員会はPTAの業務執行を検討し、運営委員会にかける。

第十章 運営委員会

第三十一条 運営委員会は役員、常任委員会の委員長、副委員長、校長、臨時委員会の委員長、副委員長で構成する。

第三十二条 運営委員会の任務は次の通りとする。

1. 常任委員会の連絡調整をはかり総会に提出する議案を作成する。
2. 必要ある場合に特別委員会を設ける。
3. その他本会運営に必要な事項を処理する。

第三十三条 運営委員会は会長が必要と認めたとき開催する。

第三十四条 運営委員会は委員の二分の一以上出席しなければ議事を開き議決することはできない。議事は出席者の過半数で決する。

第十一章 常任委員会及び特別委員

第三十五条 本会の活動を推進するため次の常任委員会を設ける。

1. 地区委員会
2. 厚生委員会
3. 学年委員会

特別委員会は必要に応じて設け、その任務が終了したとき解散する。

第三十六条 各委員会の委員の選出は次のように定める。

細 則

1. 本会の運営に関し必要な細則はこの規約に反しない限りにおいて運営委員会の議決を経て定めることができる。改廃した時は、次期総会に報告しなければならない。
2. 各委員会の委員の選出については、改選時全会員の意向を調査し、役員が推薦又はこれに準ずる方法で次のとおり選出する。なお、新1年生の委員選出については、その年度に必要な委員数に応じて選出するか否かを決定するものとする。

- 1 地区委員、学年委員、厚生委員の順に選出する。

2 各委員会において、互選により委員長、副委員長を選出する。

3. 各委員の選出人数については、その年度に必要な委員数に応じて増減する場合もある。
4. 児童一人につき、六年間一回以上委員を受けることを原則する。
5. 委員の任期は一年とし、再任は妨げない。

第三十七条 委員会の任務は次のとおりとする。

1. 地区委員会

児童の校外生活の補導、交通安全指導の協力、児童相互の自主的集団生活の補導及び地区会員相互の連絡活動の助成をする。

2. 厚生委員会

児童及び会員の福利厚生、保健体育活動の協力援助並びに学校給食に対する協力と家庭における食生活の向上に関すること。

3. 学年委員会

各学年の会員と担任教員との連絡接触につとめ、あわせて他の委員会との連絡にあたる。なお会員の教養を高め教育に対する理解を深めるPTA活動の推進と会員相互の親睦をはかるために協力する。

第三十八条 校長は学校管理ならびに教育上各委員会に出席し意見を述べることができる。

第十二章 改正

第三十九条 この規約は総会において出席者の三分の二以上の賛成がなければ改正できない。改正案は事前に会員に知らせておかなければならない。

附則

第一条

この規約は昭和五十四年五月十九日より実施する。

この規約は昭和五十四年四月十九日より実施する。

この規約は昭和五十八年四月二十三日より実施する。

この規約は昭和五十九年四月二十八日より実施する。

この規約は平成四年四月二十五日より実施する。

この規約は平成十七年五月十三日より実施する。

この規約は平成二十一年四月一日より実施する。

この規約は平成二十五年五月九日より実施する。

この規約は令和五年五月一日より実施する。

注：内規（帛規定）は次頁にあります。

弔規定

1. この規定は会員相互の信頼を深め、PTA 本来の目的達成の為にもうける。
2. この規定の適用対象者は次の通りとする。
3. この規定は令和五年五月より実施する。

		児童	会員	職員
弔事		御香料等として 5,000円 楡一对 (時価) もしくは 供花一基 (時価)	御香料等として 5,000円 楡一对 (時価) もしくは 供花一基 (時価)	御香料等として 5,000円 楡一 対 (時価) もし くは供花一基 (時価) ※1 親等以内を 含む
見舞		4週間以上の長欠 3,000円		
会 葬 者	会長	○	○	○
	会長以外の役員	○	○	○
	運営委員	○	○	○
	学校長	○	○	○
	学校長以外の全職員	○		○
	当該学級担任	○	○	
	当該学級保護者	○	○(代表)	○△
	当該学級児童	○	○(代表)	○△
児童会役員	○	○(代表)	○	

※その他弔事項が生じた場合は、臨時運営委員会において、そのつど協議する。

※△印の欄、担任以外の場合は、原則として  とする。

P T A 組織図

